契約競技者経費取扱い規程

(目的)

第1条 本規程は、契約競技者等が日本代表選手として国際試合・強化合宿等の活動(以下「日本代表活動」という)に参加する場合、その就業に対しての日当及び経費等の支給について定める。

(対象選手)

第2条 本規程は、日本代表選手として国際試合・強化合宿等に選出された者のうち、「チーム 及び個人の登録と移籍に関する規程」第3条に定める契約選手に該当する者(以下「対 象選手」という)に適用される。なお、本規程の適用がある者は、別途定める日本代 表活動派遣規程の適用を受けない。

(対象期間)

第3条 本規程は、対象選手が日本代表活動を行うために自宅その他の所在地(以下「現在地」という)を出発してから帰着するため合理的に必要と判断される期間(以下「活動期間」という)の活動について適用される。

(経費等)

- 第4条 対象選手が日本代表活動に参加する場合の費用の負担の別は、以下の通りとする。
 - (1)活動期間中、原則として日当3,000円(円建て)を支給する。
 - (2)移動に伴う必要経費は、現在地から本協会が指定した場所までの実費を支給する。 ただし、航空機を使用する場合は往復のエコノミークラスの旅費を基準とする。
 - (3)前号の場合を除く活動期間中の旅費交通費は、本協会が負担する。

(怪我をした場合の処遇)

第5条 対象選手が活動期間中に怪我をした場合、本協会が加入する傷害保険で対応する。

(付則)

- 1 この規程は、平成18年1月21日より施行する。
- 2 本規程は、令和6年2月17日理事会にて改訂、同年4月1日より施行する。